

NEW

住宅補助制度が新しくなります

市を取りまく社会状況や地域課題の変化を踏まえ、市でこれまで行ってきた親元での同居・近居や若い世代の住宅取得に対する補助制度を、4月1日からリニューアルします。これにより現行の「狭山市親元同居・近居支援補助制度」と「狭山市若い世代の住宅取得支援補助制度」は6月30日で受け付けを終了します。現行の制度と新しい制度の併用はできません。



狭山市親世帯安心同居・近居補助制度

対象となる方	<p>申請日時点で以下の全てに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> 子世帯は、夫婦のどちらかが46歳未満の世帯か、46歳未満のひとり親世帯 子世帯全員が3年以内に狭山市に転入している 子世帯全員が狭山市の住民基本台帳に記録されている 市内在住の親のどちらかが65歳以上 親世帯全員が3年以上狭山市の住民基本台帳に記録されている
対象となる住宅	<p>申請日時点で以下の全てに該当する住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者が自ら居住する一戸建て住宅かマンション 対象世帯員の所有で、所有権の保存か移転の登記がされている（新築と購入の場合は、申請日前3年以内） 購入の場合は、売買契約時に築20年未満、増改築の場合は、世帯員増加に伴うもので申請日前3年以内に工事が完了 居住部分の壁芯面積が50m²以上
補助額	<p>新築・購入 30万円 増改築 工事費の20%（上限20万円）</p>

高齢の両親が心配なので、近くに暮らしたい

こんな方に
おススメ



狭山市若い世代の住宅ストック循環促進補助制度

対象となる方	<p>申請日時点で以下の全てに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> 1年内に市内の一戸建ての中古住宅を購入した 夫婦のどちらかが46歳未満の世帯か、46歳未満のひとり親世帯 世帯員全員が狭山市の住民基本台帳に記録されている
対象となる住宅	<p>申請日時点で以下の全てに該当する住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去に居住の用に供された一戸建ての住宅で対象者が自ら居住する 所有権移転の登記がされている 宅地建物取引業者と売り主との間で売買の代理契約か仲介契約を締結して販売されているか、宅地建物取引業者が売り主となっている 売買契約時に、築20年以上経過している 昭和56年6月1日以降に工事着手している（ただし、それ以前に着手した住宅でも、耐震診断などにより安全性が確認されている場合は除く） 対象者の三親等以内の親族以外が所有していた
補助額	50万円

新築よりもお手頃な中古住宅を購入したい



こんな方に
おススメ

※新しい制度の要件は、主なものを抜粋しています。また、8年度予算の成立状況により、内容などに変更が生じる場合があります。詳細は、市公式ホームページをご覧ください

問合せ 企画課へ 2935-4627